

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和3年度第2回ふじみ野市男女共同参画推進審議会			
開催日時	令和4年1月25日（火） 開会時刻 午後1時30分 閉会時刻 午後2時30分			
開催場所	市役所本庁舎A501会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	大河内玲子	副会長	斎藤 宏
	委員	安 銀柱	委員	池田 美帆
	委員	尾山みゆき	委員	笠谷 隆久
	委員	加藤 康弘	委員	工藤 陽介
	委員	島村かほる	委員	丸山 昇
	委員	吉澤 紀子		
会議の議題	(1) 会長・副会長の選出について (2) ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）について			
会議の公開又は非公開の別	公開・非公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	0人			
会議の内容	別紙のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	市民生活部 市民総合相談室			
議事の確定	確定年月日	令和4年2月1日		
	記名押印又は署名	会長 大河内玲子 ㊟  ※自署の場合は、押印不要です。		

別紙

発言の趣旨

発言者	発言の趣旨
事務局	<p>はじめに、本審議会の会議の公開についてご説明申し上げます。今回傍聴希望者はおられません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●配布資料の確認</li> <li>●審議会委員自己紹介</li> </ul> <p>続きまして、職員の紹介をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務局職員自己紹介</li> <li>●会長・副会長の選出</li> </ul> <p>委員の互選により、大河内玲子会長、斎藤宏副会長を選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会長・副会長あいさつ</li> </ul>
大河内会長	<p>会長の大河内です、よろしくお願いいたします。</p>
斎藤副会長	<p>副会長の斎藤です、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>これからの進行は、会長にお願いいたします。</p>
大河内会長	<p>それでは、本日の議題に入ります。            次第の5、議題の(2)「ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)」につきまして事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)について説明】</p>
大河内会長	<p>ただ今、事務局から「パートナーシップ宣誓制度」につきまして説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございますか。</p>

<p>笠谷委員</p>	<p>法的な「効果」と記載されているが、法的な「効力」が一般的ではないか。 法的な「効力」にした方がよいのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>法的な「効力」と修正する。</p>
<p>斎藤委員</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度は多くの自治体でやっているようだが、ふじみ野市だけの特徴はあるか。他の市町と同じような内容のものか。</p>
<p>事務局</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度は渋谷区から始まり、埼玉県でもさいたま市や川越市などで導入されているが、法律で決まっていることではないので、各自治体により内容は様々である。ふじみ野市の基本的な考え方は、現行の結婚制度にのれない「LGBTQの方々を応援する制度である」ということ。よって事実婚は対象としないという判断にした。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>前進した。LGBTQの方々を応援するためにも、ふじみ野市として要綱を制定し、常に改善し、より良き条件・内容にしていってほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>承知した。</p>
<p>大河内会長</p>	<p>ガイドブックはどのように配るのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>窓口での配布やホームページへの掲載等を考えている。</p>
<p>大河内会長</p>	<p>Q&amp;A10の受けられる市のサービスについて、書き方が曖昧であり宣誓によって得られる良さよりも、周囲へのカミングアウトによる負の面の方が目立ってしまう危険があるように思う。市が応援しているということをもっとアピールできるようなQ&amp;Aにしてほしい。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>6ページに記載のある医療機関での面会・手術の合意については、パートナーシップ宣誓制度を利用すればできるということか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「受けられる可能性が考えられます」という表現にしてい</p>

	<p>る。理由はパートナーシップ宣誓制度の効力については病院などの受け取る側が判断することであり、行政のサービスに対する強制力はないためである。パートナーシップ宣誓制度の利用によって受けることができる可能性のある情報はあがるが、強制力がないため可能性が考えられるという表現にしている。</p>
<p>尾山委員</p>	<p>市営住宅については、要綱ができればできるということで「予定」となっているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうである。他市で紹介しているメリットでも「市営住宅の申込ができる」というものが最も多い。他にはさいたま市の職員では結婚休暇、介護休暇などが取得できるとされている。各自治体によって多種多様であるが、市営住宅への申込は多くの自治体で共通している。ふじみ野市においても可能となる予定である。</p>
<p>尾山委員</p>	<p>職員の中にパートナーシップ宣誓制度を利用したい人がいた場合、さいたま市の様に休暇などが利用できるということは民間に対して影響力があると思うので、希望者の有無に関わらず検討のテーブルに乗せても良いのでは。</p>
<p>事務局</p>	<p>人事課に確認したが、ふじみ野市ではできないだろうという回答であった。</p>
<p>尾山委員</p>	<p>どのような理由か。</p>
<p>事務局</p>	<p>法律で定められていないからということであると思う。 さいたま市の様に独自でやるところまではいっていない。他の市の事例を踏まえて、アプローチしたいと思っている。</p>
<p>笠谷委員</p>	<p>LGBTQの方々の悩みは非常にたくさんある。行政が手助けすることはいいこと。まずスタートアップして、他市の実施状況などを踏まえ柔軟に対応してほしい。 また、事前送付資料では養子縁組についての記述がかっこ書きになっていたが、今日の資料では但し書きにしてある。こちらの方がよいと思う。 LGBTQ+が最新のようなので+を入れてもいいのではないかと。また「性自認」と「性的指向」の並びについて、様々なマニ</p>

	<p>ユアルがあるが「性自認・性的指向」がよいと思う。カードや受付票などで「性的指向・性自認」となっている箇所があるので統一した方がよい。</p> <p>最後に、他市で宣誓した実績はあるか。LGBTQは11人に1人という統計データもあるが情報が分かるのであれば教えてほしい。</p>
事務局	<p>他市の実績については、公表されている市では川越市が令和2年5月からスタートし17件、所沢市が令和3年1月20日にスタートして2件。内1件ファミリーシップで、3件予約中とHPに掲載されている。</p> <p>制度を作っても来ていない市もあるようだ。ふじみ野市には問い合わせは来ている状況である。</p>
笠谷委員	<p>要綱11条に啓発について記載されている、周知徹底をぜひやっていただきたい。</p>
丸山委員	<p>LGBTQ+の方以外の市民にどう周知するかが大事。全ての市民に周知してほしい。</p>
事務局	<p>今は制度の設計段階であり、来月からパブリックコメントを実施する。</p> <p>3月中に制度を確定し7月にスタートする。6月号市報やHP等で周知する予定である。</p>
大河内会長	<p>ご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>ふじみ野市が実施しようとしている「パートナーシップ宣誓制度」は、制度開始は令和4年7月、対象は性的少数者のふじみ野市民、宣誓したお二人には宣誓受領証と受領カードが渡される、法的拘束力はないが、ふじみ野市がLGBTQなどの性的少数者を応援する制度であることが概要のようです。</p> <p>事務局におかれましては、実施に向けてしっかりと準備をお願いいたします。</p> <p>委員の皆様よろしいでしょうか。以上で議題（2）の「ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）について」の審議を終了します。</p> <p>次に、次第の5、（3）その他ですが事務局のほうから何かありますか。</p>

事務局	次回の男女共同参画推進審議会は令和4年7月下旬を予定しております。
大河内会長	委員の皆様よろしいでしょうか。以上で、令和3年度第2回ふじみ野市男女共同参画推進審議会を終了します。ご協力ありがとうございました。